

平成30年10月定例教育委員会会議結果報告及び会議録（要点筆記）
【一部非公開】

日 時：平成30年10月25日（木）13：30～14：50

場 所：古賀市役所 第2庁舎 402会議室

出席委員：長谷川教育長 米倉委員 松本委員 大賀委員 木村委員 小山委員

欠席委員：なし

事務局：青谷教育部長 簗原教育総務課長 木部学校教育課長兼主幹指導主事 中村生涯学習推進課長 桐原青少年育成課長 力丸文化課長 辻学校給食センター所長 伊丹指導主事 教育総務課庶務係（松尾、民谷）

傍聴者：0名

付議事項：

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 諸報告
 - (1) 教育長報告
 - (2) 教育委員情報交流
 - ・小中学校の教科書などの学用品持ち帰りについて
 - (3) 教育委員会報告（教育委員会報告は古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開）
 - ・市議会臨時会について
4. 議案（第50号議案は古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開）

番号	件名	議決年月日	議決結果
第49号議案	古賀市ハラスメントの防止等に関する規程について	H30.10.25	原案可決
第50号議案	平成30年度古賀市一般会計（教育予算）の補正について	H30.10.25	原案可決

5. 協議事項 なし
6. その他事項
 - (1) 各課（所属）等報告
 - (2) その他
7. 閉会

会議内容：以下のとおり

1. 開会

13時30分、議長が開会を宣言。

先日テレビで興味を持ったのだが、健康寿命に一番関係が深いのは読書ということ。長野県が健康寿命が長いそうだが、長野県は日本で一番最初に司書を配置したり、図書館が多かったり、読書人口が多いのだそうです。古賀市は早くから司書を配置して、他地区に負けないほど図書館教育に力を入れている。いい活動をしているのだなと改めて感心したところです。

2. 教育長あいさつ

3. 諸報告

(1) 教育長報告

(行事等)

- ・10月24日、千鳥小学校研究発表会でした。研究発表会が終わった後、教育事務所の幹部職員と校長室で話をしたが褒めていただいた。先生方が非常にいい授業をされていて、人権教育に特化した算数科と道徳科の公开发表でした。常々言っているが、ペーパーに出てくる学力だけでなく、人権意識に根差したやさしさ、人を大事にする心などが千鳥小学校で育っているということを市外に発信できたことは非常に良かったと思っています。委員におかれましては、学校訪問やいろいろな会議に出向いていただきありがとうございます。今日は新しいメンバーでの初めての教育委員会会議です。よろしく願いいたします。
- ・今回の教育委員会資料から、新聞で古賀市の教育に関する内容が掲載されれば、資料として提示することとしております。今回は青柳小のキャラバンのことが朝日新聞、西日本新聞に掲載されています。青柳小キャラバンは18年目を迎えており、古賀市の教育の特色になっています。

(2) 教育委員情報交流

米倉議長 情報交流に入ります。本日は、小中学校の教科書などの学用品持ち帰りについて、をテーマとします。

教育長 新聞等で目にされるとと思いますが、特に小学校低学年の児童が体より大きなランドセルを背負って登校していて、子どもの成長にも影響があるのではないかと問題になっています。国も通知を出しまして、できるだけ配慮してくださいということです。先日、古賀北中学校に西日本新聞が取材に入り、古賀北中学校の生徒の机の写真が掲載されています。北中の教諭のコメントも掲載されています。特に中学校は従前から置いて帰っていいよという指導をしてきております。小学校は特に言ってなかったのですが、6月校長会で、小学校も置いて帰っていいものは置いて帰っていいよ、ということ、児童・保護者に伝えてはどうかと話しておりました。新聞を読むと、全て持ち帰りをさせているところは、置いて帰り、物がなくなった時どうするか、という心配があり、なかなか踏み切れないということ。古賀市では小中学校とも置き勉を進めております。大賀委員は子どもさんがいらっしゃるし、木村委員は直近まで学校に勤務されていた。ご意見をいただき、校長会に伝えていきたいと思っております。

米倉議長 置き勉について、皆さんどのようにお考えでしょうか。

松本委員 ランドセルは軽くなっているとはいえ、教科書は大きくなっているし、中学校は教科書がたくさんあるから重いと思います。家での予習復習に必要な国語や算数などは持ち帰らせていいが、書き方や図工などの教科書は教室の棚などにまとめて置けるスペースにおいていいと思います。暑いと水筒も大きなものをもっていくので、教科書の持ち帰りが多いと子どもの負担になると思います。

大賀委員 資料を読んで、子どもたちのランドセルを確認してみたが、かなり重かった。中身は教科書、ノート、ノートもプリントを張るのでかさをとっている。資料、地図帳、計算ドリル、漢字ドリル、1教科に対してたくさんものを持って行っている。最近のランドセルはA4ファイルが入るくらいの大きなランドセルなのですが、それだけのものを入

れると、今度は筆箱が入らないことになり、筆箱を別のカバンに入れてもっていくこともときどきある。金曜日に学校からたくさん持って帰ってきますが、図書バッグ、給食エプロン、夏場は水筒を2本持っていく日もあり、すごい格好で帰ってくる日がありました。うちは学校から近いから子どもたちの体の負担は感じなかったが、同じ量を遠いお子さんが帰っていると思うと、大丈夫なのかなという不安はありました。時間割も見てみたが、4教科たっぷりある日もある。そうになると、全部の教科を持っていくと大変な量になるなど感じました。

小山委員 現状を報告してもらえますか。記事で古賀北中学校はわかるが、他の中学校や小学校の状況はどうなのでしょう。

学校教育課長 調査をしましたが、小学校も古賀北中学校と同様に使わないものは置いておくとか、まとめてたくさん持って帰ることはできるだけ避けるようにしています。すべての小学校で何らかの措置をとっています。

米倉議長 ということは、置き勉がダメという学校はないですね。

学校教育課長 ないです。

小山委員 現状としては、生徒は置いているのですか。

学校教育課長 置いています。資料集などは持って帰ることはない。ただ、調べ学習が家庭学習として出された時は持って帰ります。教科書が分厚くなったとか、筆箱にもたくさん入れて持っていくこともあり、かさばることもあるとは思いますが、ずいぶん前から必要なものだけを持って帰るということは、どの学校も徹底しておりました。

小山委員 昨日、駅伝大会の練習を公民館でしたので、子どもたちやお母さんたちに直接聞いてみたんです。小学校2年生の子どもはランドセルが重たいと。お母さんたちの話を聞くと、小学生は棚とかがあるが、中学生になると盗難の問題もあるのではないかと、カギをかけるものはあるのか、とか心配していました。小学生でもいたずらをされるとか、いじめの問題が発生するのではないかと、お母さんたちは心配していました。

米倉議長 置いておいて、いたずらや盗難を心配されているんですね。

小山委員 ロッカーなどを設置するとなると費用もかかるし、全国的にどのような現状なのか。

米倉議長 現在、荷物は教室のどこに置いていますか。

学校教育課長 それぞれの子どもに応じて、一人ひとり棚がありますし、それとは別に資料集などはまとめてカギのかかるところや棚などに工夫して置いています。

米倉議長 ロッカーを持っているところはないですね。

教育長 全国的にほとんどないと思います。施錠については、花見小学校と舞の里小学校以外は、児童生徒が帰れば担任が教室のカギをかけるので、よそから入ってきて盗られるということはない。その心配をすると先にはなかなか進めない。例えば、私が古賀東中学校にいた時に、自動販売機をつけたんですね。当時の教育長から、子どものお金の貸し借りや、いわゆるカツアゲなどの心配が出されましたが、起きた時に考えますと言いました。古賀東中学校では今まで1件も起きていませんし、市内の学校もそういう案件は起きていません。起きないようにすることが大前提だが、起きた時にどうするか、起きた時に子どもたちとどう話すか、が大事だと思います。ペットボトルが2、3本落ちていたこ

とがあったので、私が電源を抜いて2日間使えないようにした。そしたら、生徒会が動いて、ポスターを書いたりしました。それが教育だろうと私は思っています。例えば、フィンランドは教科書が貸与制なんです。日本は無償ですから自分のものになりますが、フィンランドは教室のスペースに教科書が置いてあり、それを借りて使い、時間が終わったら帰す。教科書の改定があるまでそれを使います。先日の千鳥小学校での研究発表会の時に、そのことを想定して後ろの棚を見てみると、ランドセルを入れたらいっぱいになる。横の棚に道德の教科書が置いてあったり、プリントのファイル、道德の記録、学級活動の記録のファイルが置いてあり、学校が工夫しているのかなと思います。中学校は以前から当たり前に置いている。今後、大規模改築の時などに、カギはかけられないが、棚の一人分の容量を少しでも広げるといふことの検討は市教委としてできることかなとは思っています。

木村委員 教科書が厚くなり、A4版になり、英語活動が入り、道德も教科になり、教科書が増えてきていて、ひとつのランドセルに入れるのが無理になってきている。それに体操服、水筒を入れるとなると大変な状態。低学年のお子さんは手があいていないと、転んだときに顔から打ってしまい、前歯を折ったり大変な状態になるので、できるだけ荷物は少なくして軽い方が子どものためにはいいかと常々思っていました。管理面で教科書がなくなったり、落書きされたという時にどういう対応をするかということ、事前に校長先生が考えておいていただければいい。教育長が言われたように、入れる棚がないと、置き勉、全ては入らない。棚をどう使うかということ、収納スペースを確保できないと、置き勉が難しくなると思いました。

米倉議長 持って帰ることについては、子ども、親も含めて、判断をさせていくことが必要。教科書は昔よりかなり重い。教える内容も増えている。置いて帰る分、持って帰る分の判断をさせながらやっていかなければならない。盗難の場合の対処は、教育長がおっしゃったように、それが起こった時にどう対処するか、どう見ていくか、ということは、学校環境や学校づくりの中で進めていくことかなと思います。引き続き考えていくことかなと考えています。

(3) 教育委員会報告

米倉議長 (3) 教育委員会報告、第50号議案平成30年度古賀市一般会計(教育予算)の補正についての審議に入る前に、これらについては、市議会で審議される前の機関内部の協議に関する案件です。会議は原則公開であるが、委員の発議により出席者の3分の2以上で決したときは非公開とすることができることと定められていますから、公開・非公開について委員の議決をお願いしたいと思います。

松本委員 (3) 教育委員会報告、第50号議案平成30年度古賀市一般会計(教育予算)の補正についてに関しまして、非公開とすることを発議します。

米倉議長 松本委員より非公開とすることを発議がありました。この発議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により可否の決定を行います。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員全員 挙手

石橋議長 挙手全員です。よって、公開しないことに決定します。それでは説明をお願いします。
(古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開)

4. 議案

米倉議長 第49号議案、古賀市ハラスメントの防止等に関する規程について、提案をお願いしたい。

教育総務課長 (議案朗読)

この共同訓令は、職員の様々なハラスメントの防止のため、またハラスメントが生じた場合に適切に対応することにより、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護、能率の発揮のため定めるものです。第1条では、この規程の趣旨、第2条では用語の定義などを定めております。第3条、第4条では、任命権者と所属長の責務を定めており、ハラスメントの防止及び排除に努めるものとしております。第5条では、職員の責務を定めており、人権を尊重し、ハラスメントを行わないように注意することとしております。第6条、第7条では、総務部人事課職員係にハラスメント相談窓口を設置し、相談に対する処理方法を定めております。第8条では、ハラスメントに関する相談に対して適切かつ効果的に対応するため設置する、ハラスメント相談調査委員会について定めております。第9条では、守秘義務を、第10条では関係者として証言を行った職員に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならないこと、第11条ではハラスメントを行った職員及び当該職員を管理監督する者に対し、懲戒処分その他人事管理上必要な措置を講じるものと定めています。附則では、この訓令は公布の日から施行することと定めています。以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

米倉議長 ハラスメント相談窓口は人事課とありますが、調査委員会は何かあった時に設けるのですか。誰が委員になるのですか。

教育総務課長 12ページに別表を載せております。ハラスメント相談調査委員会委員として、総務部長、人事課長、人権センター所長、委員長が指名する者、職員団体から推薦されたもので構成し、必要に応じ設置します。

木村委員 調査委員会の委員に、委員長が指名する者というのは外部からの有識者が入ると考えていいですか。

教育総務課長 外部の方は想定しておりません。

小山委員 委員長はだれになりますか。

教育総務課長 第8条第6項に規定しており、総務部長が委員長となります。

米倉議長 他に何かご意見ありますか。なければ議決とします。第50号議案、平成30年度古賀市一般会計(教育予算)の補正について、提案をお願いしたい。

(第50号議案 古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開)

《第50号議案 原案可決》

5. 協議事項 なし

6. その他事項

(1) 各課（所属）報告

ア、教育部長 なし

イ、教育総務課

- ・ 17ページ、平成30年度学校施設整備の主たる工事についてをご覧ください。今年度、予定しておりました委託・工事は、2件を除いてすべて完了しております。空調設備整備工事設計委託につきましては、2月の完了に向け、鋭意取り組んでいる状況でございます。小野小学校排水設備改修工事につきましては、国の補助事業として考えておりましたが、補助が採択されず、今年度の施工は難しい状況となっております。
- ・ 学校施設の関係で、10月6日の台風25号の被害について報告します。今回の台風においては、全体的に大きな被害はありませんでした。ただ、古賀東小学校においてユウカリの樹が1本根こそぎ倒れ、カシワノキ1本の幹が裂ける被害が発生しました。古賀西小学校において、児童昇降口横のカイズカが倒れていました。いずれも撤去は完了しております。

ウ、学校教育課

- ・ 不登校児童生徒数について。9月から10月は季節の変わり目ということもあり、子どもだけでなく保護者も不安定で課題も生じやすい時期です。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員と連携しながら取組を進めているところでございます。
- ・ 19ページをご覧ください。学童保育所保育計画についてです。これは29年度から教育委員会で作成したものです。学童保育所が8カ所ございますが、それぞれの施設長のお考えもあり、違いも出てきますが、これだけはおさえてほしいということ載せています。また、子どもたちは小学校1年生から6年生までと一緒に活動することが多いため、学年の発達段階を踏まえた支援が必要になってくるので、これを基盤に据えてそれぞれの学童での保育指針を定めていただき、平日、土曜、長期休業中のデイリープログラムを各学童に作成いただき取り組んでおります。点検と評価報告書の中で、29年度は学童保育所の運営について、外部評価でかなり高評価をいただいているので、今回参考に載せております。
- ・ 3（1）特別な支援を要する児童生徒への適切な支援体制について。資料は教育支援に関わる考え方と見通し、配慮すべき事項です。古賀市特別支援教育相談室ひまわり教室というものがあり、そこの主任相談員と相談しながら、平成28年度末に古賀市教育委員会の中で作成しております。特別支援を要する子どもたちが多くなっています。それぞれの多様な学びの場をしっかりと学校で確保していただく上で、各学校でのケース会議、校内委員会が重要になってきます。その中枢を担うのは特別支援教育コーディネーターです。コーディネーターがしっかりと機能することで、各学校での適切な支援につながっていきますので、就学支援委員会にかければよいというスタンスではなく、日頃から子どもたちに適切な支援を行ってくださいということで、その基になるものをこのような形で作成し、校長会、教頭会、特別支援教育に関わる研修会の中でお示しさせて

いただき、共通理解を図っております。(2) 就学支援委員会の活動状況について。人数は増えてきております。今年度の就学状況、特別支援学級の設置状況は記載のとおりです。

- ・教職員の研修状況について、10月分は記載のとおりです。

エ、生涯学習推進課

- ・じじ・ばばの思春期講座のお知らせです。コスモス市民講座の公開講座としてどなたでも参加いただける講座として開催します。11月8日、リーパスプラザこが交流館多目的ホールで実施します。講座については、最近の子育て事情や孫との上手な接し方について、元中学校長の影木先生から楽しいトークを交えながらお伝えしていきたいと思っております。地域行事などご近所の子どもたちとの接点も増えてくると思います。ますます地域でも、じじ・ばばの出番が増えてくるのではないかとということで、子どもと構えずに関わっていただくという思いもあり開催いたします。お時間ありましたら参加いただきますとともに、ご近所の方にお知らせいただければと思います。

オ、文化課

- ・図書館まつりを10月26日から28日までの間、図書館でいろいろなイベントを開催します。
- ・ビブリオバトルを11月3日にリーパスプラザこが歴史資料館中会議室で開催します。
- ・図書館要覧と歴史資料館要覧を配布しております。平成30年度の事業目標や計画、平成29年度の事業報告をまとめております。

カ、青少年育成課

- ・9月29日、青少年育成市民会議の主催で行われた、青少年育成健全大会については115名の参加があり、子どもたちの作文発表などを行い大盛況でありました。ご参加ありがとうございました。
- ・12月2日、わくわくフェスタを開催します。古賀市の子どもたちの育成に関わる青少年育成団体が一堂に会し、いろいろなお祭りを行います。例年2,000人から2,500人の参加がある青少年育成団体が集う古賀市最大のものとなっておりますので、ぜひご参加いただければと思います。

キ、給食センター なし

(2) その他

教育総務課長 (行事予定表の説明)

庶務係長 (12月定例教育委員会の日程調整)

米倉議長 12月定例教育委員会は12月21日13時30分からとします。

7. 閉会

議長が閉会を宣言し、14時50分閉会した。